

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

I 背景

- 1 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号。以下「携帯電話不正利用防止法施行規則」という。）第 3 条第 1 項等においては、携帯電話契約時等の本人確認手続の方法として、対面手続による方法又は郵送等を介した非対面手続による方法によることとされている。
- 2 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議）において、「金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等アナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る」旨の方針を踏まえ、携帯電話契約時の本人確認手続についても、本人確認手続電子化の普及促進の対応を図る必要がある。
- 3 本改正により、AI 等による高精度の画像判定や偽変造が困難な IC チップに保存された情報を活用した本人確認の方法、具体的には、郵送等を介さない非対面手続により実施するオンラインで完結する本人確認の方法（以下「オンライン完結型本人確認手続」という。）を導入するための所要の規定整備を行うものである。

（注）契約者の本人確認等を事業者に義務づけている類似の制度としては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）に基づく金融機関等による本人確認の制度があり、同制度においては、平成 30 年度の同施行規則改正により、オンライン完結型本人確認手続が導入されている。

また、現行の本人確認手続では、偽変造された本人確認書類の利用を見抜けない場合があるといった不正利用リスクが指摘されており、オンライン完結型本人確認手続の導入により、真贋判定の確実性の向上及び不正利用の防止にも資すること等が期待される。

II 改正の概要

本人確認の方法等に関し、次のとおり、オンライン完結型本人確認手続による方法

を追加する等、携帯電話不正利用防止法施行規則を改正する。

- 1 オンライン完結型本人確認手続において利用できる本人確認書類等の定義
 - (1) 改正を行う条項
第1条第1項第11号、第12号及び第13号の新設
 - (2) 改正の内容
写真付き本人確認書類、本人確認用画像情報及び特定本人確認用画像情報をそれぞれ新たに定義する。

- 2 特定事項伝達型本人限定受取郵便等の定義の修正
 - (1) 改正を行う条項
第1条第1項第9号
 - (2) 改正の内容
特定事項伝達型本人限定受取郵便等に関して、名あて人本人から提示を受ける本人確認書類を、写真付き本人確認書類に限定するための修正

- 3 オンライン完結型本人確認手続の追加
 - (1) 改正を行う条項
第3条第1項第1号、第4条第1項、第11条第1項第1号、第12条第2項、第13条第3項、第19条第1項第1号及び第3号並びに第20条第1項
 - (2) 改正の内容
オンライン完結型本人確認として、携帯電話事業者が提供するソフトウェアを使用して、相手方から、①特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法及び②本人確認用画像情報の送信を受けるとともに写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受ける方法を規定する。

- 4 本人確認記録の作成、保存等における電磁的記録による方法の位置付けの整理
 - (1) 改正を行う条項
第7条、第10条、第26条、第27条及び第28条
 - (2) 改正の内容
これまで、本人確認記録の作成、保存等において、例外的な方法として規定していた電磁的記録による方法について、書面による方法と同列のものとして位置付けを整理する。

- 5 その他
その他、所要の規定を整備。

Ⅲ 施行日

公布の日から施行する。ただし、Ⅱ－4に係る改正規定は、令和2年10月1日より施行する。